

ロシア連邦大統領令

2010年9月20日付ロシア連邦大統領令第1137号により承認された「貴金属、宝石、および貴金属を含む一次産品のユーラシア経済連合加盟国ではない国家からのロシア連邦への搬入ならびにロシア連邦からのこれらの国家への搬出についての規程」の改正について

1. 2010年9月20日付ロシア連邦大統領令第1137号「『貴金属、宝石、および貴金属を含む一次産品のユーラシア経済連合加盟国ではない国家からのロシア連邦への搬入ならびにロシア連邦からのこれらの国家への搬出についての規程』の承認について」（ロシア連邦法令集、2010年、No. 39、掲載番号4923；2012年、No. 53、掲載番号7865；2016年、No. 30、掲載番号4905；2017年、No. 51、掲載番号7790；2018年、No. 28、掲載番号4200；2019年、No. 24、掲載番号3060；2020年、No. 22、掲載番号3471；2021年、No. 27、掲載番号5343）により承認された「貴金属、宝石、および貴金属を含む一次産品のユーラシア経済連合加盟国ではない国家からのロシア連邦への搬入ならびにロシア連邦からのそうした国家への搬出についての規程」に、以下の変更を加える：

a) 第4項第2段落と第3段落および第5項を失効したものと認める；

b) 第12項第1段落の「、宝石、および貴金属を含む一次産品の採取・生産者、」という文言を「および貴金属を含む一次産品の採取・生産者、宝石の採取者」という文言に差し替える¹；

c) 第16項を以下の文言に変更する：

「16. 外国人がオークションで天然ダイヤモンドの採取者から入手した、特殊なサイズの重量10.8カラット以上の天然ダイヤモンド（ユニークな天然ダイヤモンドと「ボルト」(bort)に分類される天然ダイヤモンドを除く）の輸出は、天然ダイヤモンドの採取者によって、国内市場における特殊なサイズの重量10.8カラット以上のダイヤモンド販売のためにロシア連邦政府が定める手順により算定される金額以上の価格で行われる。

宝石取引を行う権利を有するその他の市場参加者が入手した、特殊なサイズの重量10.8カラット以上の天然ダイヤモンド（ユニークな天然ダイヤモンドと「ボルト」に分類される天然ダイヤモンドを除く）の輸出は、国内市場における特殊なサイズの重量10.8カラット以上のダイヤモンド販売のためにロシア連邦政府が定める手順により算定される金額以上の価格で行われる。

「ロシア連邦貴金属・宝石国家備蓄」が外国市場における売却を目的に放出した、特殊なサイズの重量10.8カラット以上の天然ダイヤモンド（ユニークな天然ダイヤモンドと「ボルト」に分類される天然ダイヤモンドを除く）の輸出は、国内市場における特殊なサイズの重量10.8カラット以上のダイヤモンド販売のためにロシア連邦政府が定める手順により算定される金額以上の価格で行われる。

「ボルト」に分類される特殊なサイズの重量10.8カラット以上の天然ダイヤモンドの、それを採取した者や、宝石取引を行う権利を有するその他の市場参加者による輸出、ならびに「ロシア連邦貴金属・宝石国家備蓄」が外国市場における売却を目的に放出した上記天然ダイヤモンドの輸出は、限界評価にもとづく、ただし、10カラットサイズの未加工天然ダイヤモンドの、品質と色にもとづく価格表に定められた金額以上の

¹ 訳注：大統領令第1137号原文を参照し、この和訳では本第671号にない文言を補い、それらを斜体にしました。

価格で行われる。

ロシア連邦民法典の要求にしたがって締結された契約にもとづき、外国市場での販売を目的として、天然ダイヤモンド採取者から宝石取引を行う権利を有するその他の市場参加者、連邦の国庫機関である「ロシア連邦貴金属・宝石国家備蓄形成、貴金属・宝石保全・放出・利用国家機関（ロシア・ゴフラン）」、ロシア連邦構成主体の国家権力機関により同構成主体の領域内で採取された天然ダイヤモンドを取り扱う権限を付与されている国家単一企業または国家機関に譲渡された、特殊なサイズの重量10.8カラット以上の天然ダイヤモンド（ユニークな天然ダイヤモンドと「ボルト」に分類される天然ダイヤモンドを除く）の輸出は、外国人を対象とするオークションで販売されることを条件に、国内市場における特殊なサイズの重量10.8カラット以上のダイヤモンド販売のためにロシア連邦政府が定める手順により算定される金額以上の価格で行われる。

ロシア連邦民法典の要求にしたがって締結された契約にもとづき、外国市場での販売を目的として、天然ダイヤモンド採取者から宝石取引を行う権利を有するその他の市場参加者、連邦の国庫機関である「ロシア連邦貴金属・宝石国家備蓄形成、貴金属・宝石保全・放出・利用国家機関（ロシア・ゴフラン）」、ロシア連邦構成主体の国家権力機関により同構成主体の領域内で採取された天然ダイヤモンドを取り扱う権限を付与されている国家単一企業または国家機関に譲渡された、「ボルト」に分類される特殊なサイズの重量10.8カラット以上の天然ダイヤモンドの輸出は、限界評価にもとづく、ただし、10カラットサイズの未加工天然ダイヤモンドの、品質と色にもとづく価格表に定められた金額以上の価格で行われる。

特殊なサイズの重量10.8カラット以上の天然ダイヤモンドの限界評価は、ロシア連邦財務省が定める手順にしたがって行われる。

上記の要求の遵守状況の検査は、ロシア連邦からユーラシア経済連合加盟国ではない国家に宝石が搬出される際に行われる国による検査の過程で行われる。」；

d) 第19項-1を以下の文言に変更する：

「19-1. ロシア連邦からユーラシア経済連合加盟国ではない国家に搬出され、またこれらの国家からロシア連邦に搬出される、一覧表のなかのセクション2.10の表1および表3に示された商品が通関手続きに付されることに関連する通関作業は、「貴金属の搬入と搬出についての規程」第4項「a」号および「b」号に定める場合を除き、専用の税関で行う。

一覧表のなかのセクション2.10の表1および表3に示された商品をユーラシア経済連合加盟国ではない国家からロシア連邦に搬入する際の国による検査は、連邦試金所の国家検査を行う権限を有する職員によって、こうした商品の通関作業などがその管轄に含まれている専用の税関の所在地に設置された税関検査エリアでのみ行われる。

一覧表のなかのセクション2.10の表1および表3に示された商品をロシア連邦からユーラシア経済連合加盟国ではない国家に搬出する際の国による検査は、連邦試金所の国家検査を行う資格を有する職員によって、こうした商品の通関作業などがその管轄に含まれている専用の税関の所在地に設置された税関検査エリア、および連邦試金所の地域出先機関内で行われる。

一覧表のなかのセクション2.10の表1および表3に示された商品の通関作業がその管轄に含まれる専用税関所在地に設置された税関検査エリア内の国家検査実施場所の配置、設備、機器、物的および技術的装備に関する要求は、連邦試金所が連邦税関庁と協議の上でこれを定める。連邦試金所地域出先機関内にある国家検査実施場所の配置、設備、機器、物的および技術的装備に関する要求は、連邦試金所が定める。

貴金属、宝石、および貴金属を含む一次産品をユーラシア経済連合加盟国ではない国家からロシア連邦に搬入する際、およびロシア連邦からこれらの国家に搬出する際の国による検査を行うために、連邦試金所は、

貴金属および宝石の調査、試験および鑑定を行い、また貴金属を含む一次産品の分析をするために、ロシア連邦財務省が定めた手順により、貴金属および宝石から試料および（または）標本を採取することができる。」。

2. 以下を失効したものと認める：

2011年5月9日付ロシア連邦大統領令第608号「2010年9月20日付ロシア連邦大統領令第1137号により承認された『貴金属、宝石、および貴金属を含む一次産品のユーラシア経済連合作枠内の関税同盟に加盟していない国家からのロシア連邦への搬入ならびにロシア連邦からのこれらの国家への搬出についての規程』の改正について」（ロシア連邦法令集、2011年、No. 19、掲載番号2723）；

2016年7月21日付ロシア連邦大統領令第352号「2010年9月20日付ロシア連邦大統領令第1137号『貴金属、宝石、および貴金属を含む一次産品のユーラシア経済連合作枠内の関税同盟に加盟していない国家からのロシア連邦への搬入ならびにロシア連邦からのこれらの国家への搬出についての規程』の改正 および同大統領令により承認された規程の改正について」（ロシア連邦法令集、2016年、No. 30、掲載番号4905）第1項「b」号第8段落および第9段落；

2019年6月13日付ロシア連邦大統領令第276号「2010年9月20日付ロシア連邦大統領令第1137号により承認された『貴金属、宝石、および貴金属を含む一次産品のユーラシア経済連合作加盟国ではない国家からのロシア連邦への搬入ならびにロシア連邦からのこれらの国家への搬出についての規程』の改正について」（ロシア連邦法令集、2019年、No. 24、掲載番号3060）第1項「a」号。

3. 本大統領令は、2024年3月1日に発効する第1項「a」号および第2項を除き、それが公布された日をもって発効する。

ロシア連邦大統領 V. プーチン

モスクワ、クレムリン

2023年9月11日

第671号